

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツグランプリ顕彰規程

(目 的)

第1条 長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人又はグループを顕彰することで、その功績をたたえ、生涯にわたるスポーツ実践の推進に寄与する。

(対 象)

第2条 長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げ、国内外において高い評価を得た下記に該当する個人又はグループ。

ただし、原則として、オリンピック競技大会、各競技別世界選手権大会等に出場経験のある者を除く。

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 受賞者数は、若干の個人又はグループとする。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、総合企画委員会加盟・栄典部会員及び学識経験者をもって構成する。

委員長 1名
委員 若干名

2. 委員長は、理事または学識経験者の中から会長が委嘱する。

3. 委員は、会長が委嘱する。

(受賞者の決定)

第4条 加盟団体等からの候補者推薦を得て、選考委員会にて選考の上、理事会で決定する。

(表 彰)

第5条 顕彰は、本会会長名により顕彰する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総合企画委員会加盟・栄典部会において定める。

附則 1

この規程は、平成 18 年 1 月 11 日から施行する。

附則 2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附則 3

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4

1. この規程は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。